

【水洗便所改造資金融資あっせん制度について】

排水設備の整備促進を図るため、下水道接続工事に係る資金の融資あっせん及び利子補給を行っています。

1 融資あっせんの内容

融資額…1戸につき100万円まで

(※新築物件及び法人所有物件は対象外です。また、店舗兼住宅は住宅部分のみ対象となります。)

利子補給…返済期間中に発生する利子は全額市で負担します。

2 融資制度の内容

融資希望額50万円以下…36ヶ月以内の償還、連帯保証人は不要です。

融資希望額50万円超…60ヶ月以内の償還、連帯保証人が必要です。

※融資申請者が高齢者(概ね70歳以上)の場合は、申請を提出する前に、一度融資希望金融機関の窓口でご相談ください。

3 取扱金融機関

富士信用金庫、富士伊豆農業協同組合、富士宮信用金庫、しずおか焼津信用金庫、三島信用金庫、静岡県労働金庫、静岡中央銀行の市内の本支店

4 申請の時期

市に排水設備工事計画確認申請書を提出する前にお願いします。

5 申請に必要なもの

※各証明書発行の注意点は、裏面の案内をご確認ください。

①水洗便所改造資金融資あっせん申請書

②市税完納証明書 * 市役所3階収納課にて発行

③印鑑証明書 * 市役所2階市民課にて発行

④所得証明書 * 市役所2階市民課、3階収納課にて発行

(源泉徴収表など、所得がわかるものであれば代用が可能です)

⑤工事見積書(施工内容のわかるもの)

※連帯保証人が必要な場合は、連帯保証人の市税完納証明書、印鑑証明書が必要になります。

6 申請後の流れ

①申請書提出後、3～4日で申請者に「融資あっせん決定通知書」が届きます。

②申請者が通知書と実印を持って、融資希望金融機関の窓口に行き、審査を受けます。

③金融機関から融資の可否の連絡を受けたあと、確認申請があります。

④工事終了後、完了検査を受検し、工事代金請求書の写しを市に提出してください。

⑤請求書の写しの提出後、申請者に「融資あっせん確定通知書」が届き、融資が実行されます。

※ 注意点

・融資あっせん申請書提出後、金融機関から融資の可否連絡が来るまで7日～10日ほどかかります。(申請者が決定通知を受け取った後、すぐに金融機関に行って、手続きをした場合)

・融資あっせん申請書の書式は、市のウェブサイトからダウンロードできます。

申請・お問い合わせ
富士市役所 上下水道営業課 下水道使用料担当
TEL 0545-67-2828

【各証明書発行の注意点について】

※個人が完納証明等の交付申請をする場合

- ①申請者本人が申請する場合は、公的機関発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をご持参ください。
- ②代理人が申請する場合は、公的機関発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）と、申請者からの委任状（申請者が自署し押印したもの）をご持参ください。
※市内在住で、同一世帯（同住所別世帯は不可）の方が代理人となる場合は、委任状を省略することができます。
- ③直近に納付した税金がある場合には領収書を持参してください。

○ 税証明に関する問い合わせ先

財政部収納課管理担当（市役所本庁舎3 階南側中央）

連絡先 0545 - 55 - 2729（直通）

○ ウェブサイト

富士市トップページ＞暮らし・手続き＞税金＞各種証明書＞税証明の申請について

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0206/finervo000000b9xx.html>